特許法の新論点Q&A(第8回)



弁護士 **白木 裕一** (大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

○ 均等論の5要件は、どのように判断していくのでしょうか。その判断手法について教えてください。

1. はじめに

均等論は、ボールスプライン事件において一般論として容認されるとともに、以下の通り、適用要件が明確に示されました(最判平成10年2月24日民集52巻1号113頁、以下、「本判決」といいます。なお、ゴシック書き部分は、筆者において加筆)。

「特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても

- ①右部分が特許発明の本質的な部分ではなく、: 非本質的部分
- ②右部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達成することができ、 同一の作用効果を奏するものであって、: **置換可能性**
- ③右のように置き換えることに、当該発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者 (以下「当業者等」という。)が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することが できたものであり、: 置換容易性
- ④対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者等がこれから右出 願時に容易に推考できたものではなく、: 公知技術等の除外

かつ、⑤対象製品等が特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当 たるなどの特段の事情もないとき:意識的除外

は、右対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術 的範囲に属するものと解するのが相当である」

本稿におきましては、均等論の上記5つの要件(①非本質的部分②置換可能性③置換容易性④ 公知技術等除外⑤意識的除外)の判断手法について説明します。

2.5つの要件を検討するに当たっての視点

均等論の上記5つの要件を検討するにあたっては、(I)侵害時を基準とする成立要件(②置換可能性③置換容易性)(Ⅱ)出願時を基準とする成立要件(①非本質的部分④公知技術等除外)技術(Ⅲ)その他出願人の行為に関する要件(⑤意識的除外)という視点により分類した上で分析することが有益とされています(飯村敏明「特許権の均等侵害の成否に関する2、3の論点(パテント2014VOL67. No3)132頁参照)」)。以下、この順に沿って検討します。